

特定優良賃貸住宅型区民住宅の繰上げ返還について

特定優良賃貸住宅型区民住宅の空き室対策については、平成 27 年 9 月定例議会において報告し、繰上げ返還に向けて住宅オーナーと協議を重ねてきたところである。

このたび、3 棟 13 戸の空き室について繰上げ返還の合意に至ったため、手続きを進めるものである。

1 現状

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、優良な賃貸住宅を区が住宅オーナーから借り上げ、使用料の一部を減額して中堅所得者に提供している。

平成 28 年 6 月末時点において、6 棟 100 戸を区が管理しており、そのうち 24 戸が空き室となっている。

2 返還住戸

(1) ヒルモント本郷（本郷 1-30-29） 3 戸

返還日：平成 28 年 11 月 30 日

※当初の返還期日：平成 31 年 3 月 31 日（残 2 年 4 か月）

(2) サニーメゾン本郷（本郷 5-30-15） 3 戸

返還日：平成 28 年 12 月 31 日

※当初の返還期日：平成 30 年 3 月 31 日（残 1 年 3 か月）

(3) 本駒ヒルズ（本駒込 5-36-1） 7 戸

返還日：平成 28 年 11 月 30 日

※当初の返還期日：平成 31 年 11 月 30 日（残 3 年 0 か月）

3 今後の予定

- | | |
|---------|---------------------|
| 8 月 | 住宅オーナーと返還に向けての覚書の締結 |
| 9 月 | 9 月定例議会に条例改正案の提案 |
| 10 月 | 住宅オーナーと契約変更の締結 |
| 11～12 月 | 返還 |